

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成14年法律第88号				
手続名	捕獲許可に係る措置命令、許可の取消し	根拠条項	第10条				
処分 基準	<p>【措置命令】 法第9条第1項の許可を受けずに鳥獣の捕獲した者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対しては、鳥獣を解放する等の必要な措置命令を行う。</p> <p>（鳥獣の解放等の必要な措置を執る基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき 2 生態系の保護のため必要があると認めるとき 3 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき <p>【許可の取消し】 法第9条第1項の許可を受けた者が法及び若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反した場合は、その許可を取り消す。</p> <p>（許可の取り消しの基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき 2 生態系の保護のため必要があると認めるとき 3 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき 						
対応 区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	57